

医療機器に係る日本工業規格の制定案に関する御意見の募集について

平成 24 年 3 月 16 日
厚生労働省医薬食品局
審査管理課医療機器審査管理室

日本工業規格は、工業標準化法（昭和 24 年法律 185 号）に基づき日本工業標準調査会の答申を受けて主務大臣が制定する規格です。

今般、厚生労働大臣所管の医療機器に係る日本工業規格について新たな規格の制定を行うこととしましたので、当該規格の制定案について広く国民の方々から御意見を募集いたします。この案に関して御意見のある場合には、下記の方法により提出してください。

なお、提出していただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

記

1. 募集期間

平成 24 年 3 月 19 日（月）から平成 24 年 5 月 17 日（木）まで
（郵送の場合は同日必着）

2. 提出方法

御意見は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

なお、提出していただく御意見は、必ず「ヘルスケア製品の滅菌－微生物学的方法－第 1 部について」等、御意見の対象を明記して提出してください。

- ・インターネットの場合（ここをクリックしてください。）

*入力フォームの「※件名」欄に「ヘルスケア製品の滅菌－微生物学的方法－第 1 部について」等、御意見の対象を明記して入力してください。

- ・ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3597-0332

厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室 宛て

- ・郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1－2－2

厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室 宛て

4. 御意見の提出上の注意

御意見は日本語に限ります。

個人の場合は住所、氏名、職業及び連絡先を、法人の場合は法人名、所在地、担当者氏名、所属及び連絡先をそれぞれ記載してください。ご提出いただいた御意見につきましては、氏名及び住所その他の連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承願います。また、御意見中に個人に関する情報であって、特定の個人を識別しうる記述がある場合又は法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せる場合があります。

5. 意見を募集する規格案

- (1)「ヘルスケア製品の滅菌－微生物学的方法－第1部：製品上の微生物群の測定方法」制定案

1. 「ヘルスケア製品の滅菌－微生物学的方法－第1部：製品上の微生物群の測定方法」 制定案

	規格番号	対応する国際規格	規格名称
1	T 0846-1	ISO 11737-1:2006	ヘルスケア製品の滅菌－微生物学的方法－第1部：製品上の微生物群の測定方法